令和６年（ワ）５９７号　契約条項等使用差止等請求事件

原　告　特定非営利活動法人　消費者ネット広島

被　告　宗教法人円蔵院太陽の会

第５準備書面

令和７年８月２９日

広島地方裁判所　御中

被告訴訟代理人弁護士　小　林　裕　彦

同　弁護士　藤　井　秀　孝

同　弁護士　岩　田　尚　浩

以下では、合祀における土の納め方、消費者契約法９条１項の「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」該当性について主張を補充する。

なお、略語については、特に断らない限り、従前の例によるものとする。

第１　合祀における土の納め方について

１　合同供養塔への合祀の方法について

合祀をする場所は、合同供養塔の下部である（甲８・16、甲９）。合同供養塔の下部の石板部分を開けるとに立体の空間があり（甲１０）、その空間に各人の土を入れることとなる。

２　合同供養塔の土の余裕が十分にあること

甲１０号証の図面からもわかるように、合同供養塔の収納場所は、かなり広い空間となっており、相当数の遺骨を合祀することができるよう、余裕をもった設計としている。具体的には、１０００体を超える納骨が可能であり、現在、樹木葬墓地区画に墓地使用権を有する者たちが、合同供養塔に土を納めたとしても、すべて納めることができるし、それでもまだ余裕が出るほどである。

第２　本件規則第１４条３項、本件書面第２条(3)、同第６条が、「損害賠償の予定又は違約金の定め」とはいえないこと

１　本件規則第１４条３項について

(1)　緒論

契約の解除にあたって、消費者が事業者に支払った金銭のうち、事業者が、消費者に対して返還しなくてはならない金銭を、消費者に返還することなく没収した場合には、実質的に、その没収した金額が、損害賠償額や違約金に該当することとなる。

そのため、消費者契約において、契約の解除の際に事業者が金銭を返還しない旨の条項が「損害賠償の予定又は違約金の定め」といえるか否かは、ひとえに、当該消費契約の解除の場面において、事業者が消費者に対し、返還すべき金銭があるか否かで決定されることとなる。

(2)　具体的なあてはめ

本件契約は、墓地使用権を設定する契約である。そのため、顧客は、本件契約によって、将来にわたって、設定された区画の墓地を使用する権限を有することとなる。

そのため、顧客による墓地の返還の申入れ（本件規則第１４条１項）は、一度設定した墓地使用権を将来にわたって放棄することを意味するものであり、法的評価としては、本件契約を将来に向かって解除する意思表示と評価することができる。

そして、被告は、消費者との契約に基づいて墓地使用権の設定をした時点で契約に従った債務の履行を完了しているといえる。したがって、本件契約後に顧客が墓地の返還を申し入れたとしても、事業者である被告から消費者に対し、墓地使用料等の金銭を返還すべき義務が発生することはない。

このように、本件契約の性質から、本件契約解除にあたり、被告が金銭の

返還義務を負うことがないことは明らかである。そのため、使用料の返還をしないことを定めた本件規則第１４条３項は、本件契約の性質から導かれる当然の帰結を注意的に定めたものといえる。

よって、本件規則第１４条３項は、「損害賠償の予定又は違約金の定め」とはいえない。

3　本件書面第２条(3)について

本件書面第２条(3)は、理由の如何によらず、被告が内金の返還義務を負わない旨の定めである。

そして、内金は、契約締結前の申込み段階で支払われるものである（本件書面第２条(1)）。そのため、解約手付と評価されるべきである。そのため、そもそも違約金として評価されるものではない。

よって、本件書面第２条(3)は、「損害賠償の予定又は違約金の定め」とはいえない。

(3)　本件書面第６条について

本件書面第６条は、顧客が契約条項に違反し、被告から契約の解除をした場合において、被告から契約の解除をすることができ、その場合において、被告が使用料の返還義務を負わない旨の規定である。

本件契約は、墓地使用権を設定する契約である。そして、本件契約によって墓地使用権が設定された後に、消費者の契約違反を理由とした被告からの解除は、消費者の墓地使用権を将来にわたって失効させる性質を有するものであり、本件契約を将来に向かって解除する意思表示と評価することができる。

既に述べた通りである（第２・１(2)第３段落）が、被告は、消費者との契約に基づいて墓地使用権の設定をした時点で契約に従った債務の履行を完了しているといえる。したがって、本件契約後に、契約違反を理由に被告が契約を解除したとしても、事業者である被告から消費者に対し、墓地使用料

等の金銭を返還すべき義務が発生することはない。

このように、本件契約の性質から、本件契約解除にあたり、被告が金銭の返還義務を負うことがないことは明らかである。そのため、本件書面第６条は、本件契約の性質から導かれる当然の帰結を注意的に定めたものといえる。

よって、本件書面第６条も、「損害賠償の予定又は違約金の定め」とはいえない。

４　小括

以上のことから、本件規則第１４条３項、本件書面第２条(3)及び同第６条のいずれについても、「損害賠償の予定又は違約金の定め」とはいえない。

第３　本件契約が準委任契約としての性質を有さないこと

本件契約を準委任契約と解してしまうと、被告からいつでも本件契約を解除することができてしまう（民法６５６条、６５１条１項）。

そして、本件書面第６条が被告から解除ができる場合について制限を加えていることからしても、本件契約が準委任契約ではないことは明らかである。

以上

令和６年（ワ）第５９７号　契約条項等使用差止等請求事件
原　告　　特定非営利活動法人　消費者ネット広島
被　告　　宗教法人円蔵院太陽の会

証　拠　説　明　書

令和7年8月29日

広島地方裁判所　御中

被告訴訟代理人弁護士　小　林　裕　彦
同　藤　井　秀　孝
同　岩　田　尚　浩

番　号	標　目 （原本写しの別）		作　成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙９	写真２枚 撮影対象　コスモガーデン高天原の合同供養塔 撮影日　令和7年8月27日 撮影場所　コスモガーデン高天原樹木葬墓園（広島県広島市東区尾長3丁目11－1）	写し	R7.8.27	被告	合同供養塔における合祀を行う場所	乙８号証・１５を別角度から撮影したもの
乙１０	「合同供養塔埋蔵根拠」と題する文書	写し	H28.1.8	川野識宏	合同供養塔における合祀を行う区画の大きさ	

乙第 9 号証

乙第10号証

合同供養塔埋蔵根拠

コスモガーデン高天原における埋蔵スペースの根拠について

＜合同供養塔　埋蔵スペースの根拠＞

地下納骨スペースは下記となる。

納骨スペース：1950（W）×1860（D）×1500（H）

体　　積　　：5.44 立米

納骨スペース間口	納骨スペース　体積
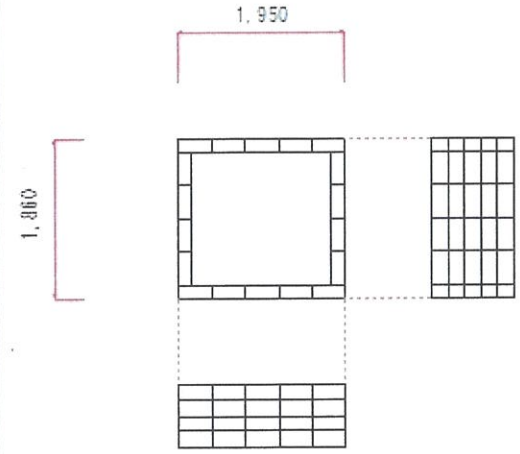	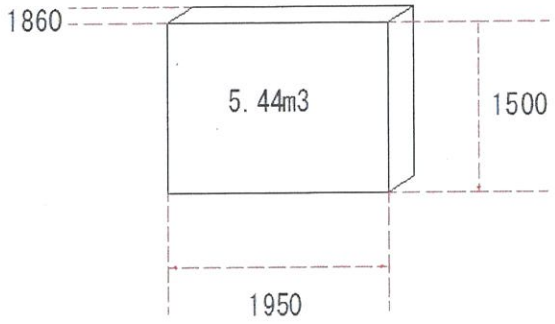

合同供養塔に入れる「納骨袋」を活用した場合、サイズは下記となる。

サイズ　：W185×D140×H250

袋の体積：0.006 立米

実際には、骨袋の８分目までお骨を入れる計算とした場合、「0.005 立米」と仮定する。

（また、下記の納骨袋を活用しない場合もある。）

合同供養塔骨袋

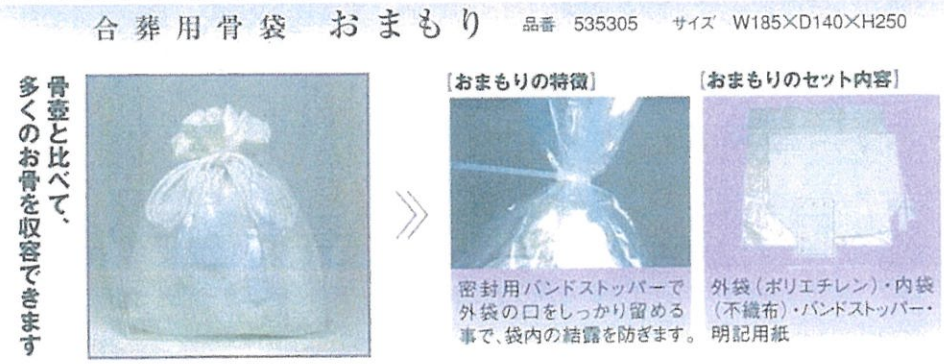

合同供養塔埋蔵根拠

コスモガーデン高天原における埋蔵スペースの根拠について

＜結　果＞

5.44 立米（納骨スペース体積）÷0.005 立米（骨袋体積）＝1.088 体

よって地下納骨スペースには、1,088 体を埋蔵することが可能となる。

故に

①永代使用料を支払ったお客様の数　：300 体（1.50 立米）

②樹木葬で眠り 33 年後に改葬するお客様の数　：360 体（1.80 立米）

③全体の納骨スペース 5.44 立米の内、残スペース　：428 体（2.14 立米）
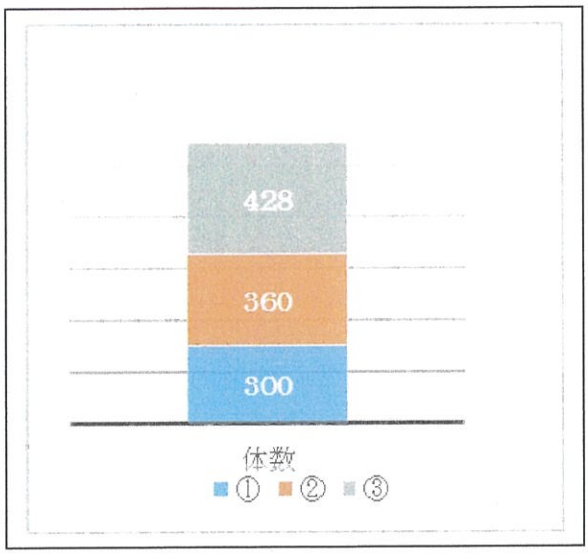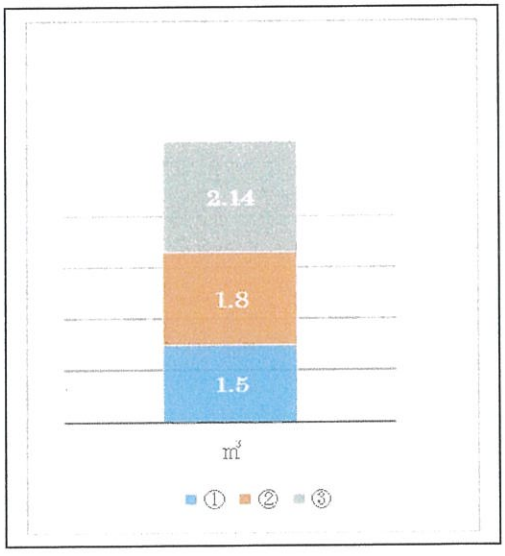
【体数及び納骨スペースの内訳】